

平成29年度国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付けが始まります

国民年金保険料の納付に困ったら・・・

所得が少ないなど、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請手续をすることで保険料の納付が免除または猶予される制度があります。平成29年度(平成29年7月～平成30年6月分)の申請の受け付けが7月1日から始まります。

なお、申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

定額保険料(月額)と 年金反映額 免除の種類	平成29年度	平成28年度	平成27年度	年金反映の割合
		16,490円	16,260円	
全額免除	0円	0円	0円	8分の4
4分の3免除	4,120円	4,070円	3,900円	8分の5
半額免除	8,250円	8,130円	7,800円	8分の6
4分の1免除	12,370円	12,200円	11,690円	8分の7
納付猶予	0円	0円	0円	反映されない



平成28年度以降の申請から対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大しました

※平成28年度以降の申請に限ります。(平成37年6月まで)

※任意加入されている方や学生の方は、免除・納付猶予を申請できません。学生の方は、学生納付特例を申請できます。

【審査基準】

免除の種類	所得審査対象者	所得基準(申請年度の前年所得)
全額免除	本人・配偶者・世帯主	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除		78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除		118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除		158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	本人・配偶者	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

【追納制度】

免除・納付猶予した保険料は、10年以内であれば後から納めることで、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。(ただし、3年目以降に納付する場合、加算金がつきます)

■問い合わせ先 半田年金事務所 ☎(21)2322 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)

「ふれあいの森早朝開放」をご利用ください！

「ふれあいの森早朝開放」を実施しています。早朝の爽やかな空気の中、ウォーキングなどを楽しみませんか。町民の皆さんの健康増進と憩いの場として、ぜひご利用ください。

■実施期間 9月30日(土)まで

■開場時間 午前6時～

※体育室、デイキャンプ場、パターゴルフ場の利用は通常通り午前9時～です。

■問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48)8431

